

---

平成31年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

平成31年3月22日 (金曜日)

---

**議事日程 (第5号)**

平成31年3月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第2号 平成30年度築上町一般会計補正予算(第9号)について
- 日程第2 議案第3号 平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第3 議案第4号 平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第5号 平成30年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第6号 平成30年度築上町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第7号 平成31年度築上町一般会計予算について
- 日程第7 議案第8号 平成31年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第9号 平成31年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第10号 平成31年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第11号 平成31年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第12号 平成31年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第13号 平成31年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第14号 平成31年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第15号 平成31年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第16号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第17号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第18号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第19号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第21号 築上町立学校教育環境整備基金条例の制定について
- 日程第21 議案第22号 築上町立学校給食運営基金条例の制定について

- 日程第22 議案第23号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第24号 築上町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 日程第24 議案第25号 築上町公共下水道区域外流入分担金に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第26号 築上町ふるさと公園広場条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 築上町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第28号 築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第30号 築上町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第29 議案第46号 設計・施工契約の締結について  
(追加分)
- 日程第30 発議第1号 築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 常任委員会の閉会中の継続審査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号 平成30年度築上町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第2 議案第3号 平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につい  
て
- 日程第3 議案第4号 平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につ  
いて
- 日程第4 議案第5号 平成30年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第6号 平成30年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第7号 平成31年度築上町一般会計予算について
- 日程第7 議案第8号 平成31年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第9号 平成31年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第10号 平成31年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算につい  
て
- 日程第10 議案第11号 平成31年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第12号 平成31年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第13号 平成31年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第14号 平成31年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第15号 平成31年度築上町下水道事業会計予算について

- 日程第15 議案第16号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第17号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第18号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第19号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第21号 築上町立学校教育環境整備基金条例の制定について
- 日程第21 議案第22号 築上町立学校給食運営基金条例の制定について
- 日程第22 議案第23号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第24号 築上町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第25号 築上町公共下水道区域外流入分担金に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第26号 築上町ふるさと公園広場条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 築上町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第28号 築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第30号 築上町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第29 議案第46号 設計・施工契約の締結について
- (追加分)
- 日程第30 発議第1号 築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 常任委員会の閉会中の継続審査について

---

**出席議員 (12名)**

1 番	宗 晶子君	2 番	小林 和政君
3 番	鞆野 希昭君	4 番	池亀 豊君
5 番	工藤 久司君	6 番	宮下 久雄君
9 番	田村 兼光君	10番	塩田 文男君
11番	武道 修司君	12番	丸山 年弘君
13番	田原 宗憲君	14番	信田 博見君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (2名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君

総務係長 城山 琴美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	新川 久三君	副町長	.....	八野 紘海君
教育長	.....	亀田 俊隆君			
会計管理者兼会計課長	.....				永野 賀子君
総務課長	.....	元島 信一君	財政課長	.....	椎野 満博君
企画振興課長	.....	種子 祐彦君	人権課長	.....	武道 博君
税務課長	.....	江本昭二郎君	住民課長	.....	神崎 博子君
福祉課長	.....	首藤 裕幸君	産業課長	.....	今富 義昭君
建設課長	.....	神崎 秀一君	都市政策課長	.....	竹本 信力君
上水道課長	.....	福田 記久君	下水道課長	.....	西田 哲幸君
総合管理課長	.....	吉留梯一郎君	商工課長	.....	野正 修司君
学校教育課長	.....	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	.....	古市 照雄君
農業委員会事務局長	...	平田 美樹君	環境課長補佐	.....	内山 政幸君
監査事務局長	.....	石井 紫君			

---

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

---

**日程第1. 議案第2号**

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第2号平成30年度築上町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

本案所管分について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） おはようございます。議案第2号平成30年度築上町一

般会計補正予算（第9号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、人事院勧告に基づく人件費の補正、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業、学校教育環境整備基金の積み立て、学校給食運営基金の積み立て等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、信田総務産業建設常任委員長。信田委員長。

○総務産業建設常任委員長（信田 博見君） 議案第2号平成30年度築上町一般会計補正予算（第9号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、人事院勧告に基づく人件費の補正、公共施設等整備基金の積み立て等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第2号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2、議案第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第3号平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第3号平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に基づく人件費、保険給付費の補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第3号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第4号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第4号平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第4号平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に基づく人件費の補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第4号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第5号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第5号平成30年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。信田総務産業建設常任委員長。信田委員長。

○総務産業建設常任委員長（信田 博見君） 議案第5号平成30年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告に基づく人件費の補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第5号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第6号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第6号平成30年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。信田総務産業建設常任委員長。信田委員長。

○総務産業建設常任委員長（信田 博見君） 議案第6号平成30年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第6号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第6. 議案第7号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第7号平成31年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

本案所管分について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第7号平成31年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、八津田小学校の建設等、政策予算全体に反対意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、信田総務産業建設常任委員長。信田委員長。

○総務産業建設常任委員長（信田 博見君） 議案第7号平成31年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 議案第7号平成31年度一般会計補正予算について、反対の立場で討論させていただきます。（「補正じゃない」「宗さん、補正じゃない、予算」と呼ぶ者あり）補正、補正と言った。済みません。

平成31年度一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

議案質疑の冒頭、私は、平成31年度一般会計予算について、一度予算を取り下げ、官製談合容疑で課長が逮捕される中、1度予算を取り下げ、政策的予算を除き暫定予算のみの提案を求めましたが、「審議には影響しない。その上で住民の信頼回復に努める」との御答弁をいただきました。しかしながら、会期中の審議において、質問に真摯に御答弁をいただくどころか、具体的、客観的な根拠に基づく答弁はなかったように感じております。

私の法的指摘に対しての御答弁は、民法上双方の合意があれば違法ではない、つまり民法さえ



守れば問題はないという考え方、そして、職員さんに法令遵守を訓示した町長の発言とは到底思えず、このような考え方で行政運営をなさることは、職員、町民の皆様を守ることができない恐ろしいことだと判断しております。

さらに、御答弁の中で、「文句があるなら裁判でも起こしてくれ」という無責任きわまりない発言を受け、町執行部の信頼は地に落ちました。私は大変にショックを受けております。そのような状況下、残念ながら本予算を提案する執行部を信じることはできません。したがって、平成31年度一般会計予算の政策的予算を、全てを認めることはできません。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成討論のある方。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第7号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第8号

○議長（田村 兼光君） 日程第7、議案第8号平成31年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第8号平成31年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第8号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第8、議案第9号

○議長（田村 兼光君） 日程第8、議案第9号平成31年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第9号平成31年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これから議案第9号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第9、議案第10号

○議長（田村 兼光君） 日程第9、議案第10号平成31年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。信田総務産業建設常任委員長。信田委員長。

○総務産業建設常任委員長（信田 博見君） 議案第10号平成31年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第10号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第10. 議案第11号**

**日程第11. 議案第12号**

**日程第12. 議案第13号**

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第10、議案第11号平成31年度築上町霊園事業特別会計予算についてから、日程第12、議案第13号平成31年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてまでは、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第13号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第11号から議案第13号まで、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） **議案第11号**平成31年度築上町霊園事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

**議案第12号**平成31年度築上町国民健康保険特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、保険料が高いとの反対がありましたが、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

**議案第13号**平成31年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。（「はい」と呼ぶ者あり）

池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 3つですか。（「1個ずつです」「議案第11」と呼ぶ者あり）

○議長（田村 兼光君） 報告はあれしただけ……。

○議員（4番 池亀 豊君） ないです。

○議長（田村 兼光君） これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これから議案第11号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号平成31年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 国保税の重い負担に多くの町民が苦しんでいます。今回の国保の都道府県下の中で、近隣市町村が値上げの動きを見せている中で、築上町が上げない努力をされていることは評価したいと考えます。しかし、国保税を下げしてほしいという町民の願いに応える予算、そして、国への財政負担を強く求め、本予算に反対いたします。

○議長（田村 兼光君） ほかに賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第12号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号平成31年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第13号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第13. 議案第14号**

**日程第14. 議案第15号**

**日程第15. 議案第16号**

**日程第16. 議案第17号**

**日程第17. 議案第18号**

**日程第18. 議案第19号**

**日程第19. 議案第20号**

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第13、議案第14号平成31年度築上町水道事業会計予算についてから、日程第19、議案第20号築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第20号まで、一

括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第14号から議案第20号まで、委員長の報告を求めます。信田総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（信田 博見君） 議案第14号平成31年度築上町水道事業会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号平成31年度築上町下水道事業会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第16号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、本案は、人事院勧告制度を尊重し、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、人事院勧告制度を尊重し、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、旅費に関する車賃を国の基準とあわせ支給するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、行政事務に係る電子計算システムの導入、更新及び改修等を円滑に実施する財源を確保するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告は終わりました。

それでは、日程第13、議案第14号平成31年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これから議案第14号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号平成31年度築上町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第15号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第16号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第16号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決

されました。

日程第16、議案第17号築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第17号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第18号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第18号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第19号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第20号築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第20号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第20. 議案第21号**

**日程第21. 議案第22号**

**日程第22. 議案第23号**

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第20、議案第21号築上町立学校教育環境整備基金条例の制定についてから、日程第22、議案第23号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委

員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第23号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第21号から議案第23号まで、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第21号築上町立学校教育環境整備基金条例の制定について、本案は、町立学校の教育環境整備に必要な資金を積み立てるため、条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第22号築上町立学校給食運営基金条例の制定について、本案は、町立学校の学校給食運営に必要な資金を積み立てるため、条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第23号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告は終わりました。

それでは、日程第20、議案第21号築上町立学校教育環境整備基金条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第21号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第22号築上町立学校給食運営基金条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第22号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第23号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第23号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第23. 議案第24号**

**日程第24. 議案第25号**

**日程第25. 議案第26号**

**日程第26. 議案第27号**

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第23、議案第24号築上町水道事業の設置等に関

する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第26、議案第27号築上町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業建設常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第27号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定しました。

それでは、議案第24号から議案第27号まで、委員長の報告を求めます。信田総務産業建設常任委員長。信田委員長。

○総務産業建設常任委員長（信田 博見君） 議案第24号築上町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、築上町課等設置条例の改正により、上水道課と下水道課が統合するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号築上町公共下水道区域外流入分担金に関する条例の制定について、本案は、下水道事業計画区域外から公共下水道に接続する受益者に対して、地方自治法の規定に基づき分担金を徴収するため、条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号築上町ふるさと公園広場条例等の一部を改正する条例の制定について、本案は、築上町課等設置条例の改正により、商工課が廃止されることに伴い、新たに施設を管理する部署を定めるため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号築上町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、災害対策基本法の改正により、根拠となる条項にずれが生じたため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告は終わりました。

それでは、日程第23、議案第24号築上町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これから議案第24号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委

員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第25号築上町公共下水道区域外流入分担金に関する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第25号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第26号築上町ふるさと公園広場条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第26号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第27号築上町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第27号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第27. 議案第28号

○議長（田村 兼光君） 日程第27、議案第28号築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道厚生文教常任委員長。武道委員長。

○厚生文教常任委員長（武道 修司君） 議案第28号築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、越路地区学習等供用施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第28号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第28. 議案第30号

○議長（田村 兼光君） 日程第28、議案第30号築上町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。信田総務産業建設常任委員長。信田委員長。

○総務産業建設常任委員長（信田 博見君） 議案第30号築上町過疎地域自立促進計画の一部変更について、本案は、漁港施設の航路・泊地浚渫、防砂堤構築事業を過疎地域自立促進計画に追加し、計画的に整備するため、過疎地域自立促進計画の一部を変更するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第30号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第29. 議案第46号

○議長（田村 兼光君） 日程第29、議案第46号設計・施工契約の締結についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。信田総務産業建設常任委員長。信田委員長。

○総務産業建設常任委員長（信田 博見君） 議案第46号設計・施行契約の締結について、本案について慎重に審査した結果、現時点では賛成できないとの反対意見もありましたが、採決の結果、可否同数となり、委員長採決で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 議案第46号設計・施行契約の締結について、反対の立場で討論を行います。

まず、建設リサイクル法を守っていない契約なので反対します。県からも指導があったにもかかわらず、法律違反を強行してはなりません。何度も申し上げてまいりましたが、私は、新庁舎建設そのものには反対してはおりません。しかし、期限ありきの強硬な進め方を容認することはできません。今後、どのようなつじつま合わせの工期になるのか、その情報の開示がないまま、その議案提案は、審議を行う議員軽視、そして議会軽視と、甚だしく憤りを感じております。

昨今では、新聞をにぎわすレオパレス等の施工不良事件が発生しておりますが、今回の庁舎建設に対しても、解体時のアスベストなど有害物質発生に関しては、発注者の築上町も責任を負わなければならないと建築リサイクル法に定められています。しかし、アスベストがあっても期限が2年しかない、そのような提案しかできない町は、建設の上できちんとしたチェックができないものと考えます。

法を遵守し、現場で働く方を守って当然の地方公共団体である築上町の姿勢は、今回、余りにも無責任過ぎます。大切な仮契約の時点で、契約が法律の要件を満たしていないことを理解できない執行部、そして施工業者、それらを見做して法律違反を強行する町長、その両者を私は全く信じることはできません。

以上、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成の方。宮下議員。

○議員（6番 宮下 久雄君） 本議案に賛成いたします。

この庁舎ができて、昭和30年代に建設されました。もう60年近くなる庁舎でございます。耐震化の問題も指摘されており、早く建てかえが必要じゃないかとずっと言ってまいりました。ようやくその時期に来て、合併特例債を使って建てかえようという状態に現在なっております。今回、この事業を潰してしまうとですね、もうかなり庁舎建てかえ、厳しいんじゃないかという気がいたしております。

また、町当局が進めております一連の事務の進め方、これに対して、特にこれはおかしいんじゃないかというそのような心配はしておりませんので、この議案に賛成をいたします。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。反対、討論、はい、小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 私も小さい問題点多々あると思いますが、築上町の合併した町、



築上町のシンボルとなって、中心となってこれから長い間そびえ立っていく建物、これを建てるプロジェクトの進め方が、極めていい加減じゃないかという感じがあって、初めから考えますと、去年、おととしの当初予算の段階で、農協用地を庁舎の用地として購入するという議案が修正案でなくなりました。その終わった直後に、恐らく1カ月かからんぐらいの間に、町役場内の検討委員会、町長以下幹部何人かおったと思います。恐らく1ケタの数だと思います。町長の説明によりますと、その場で決めた内容、「現庁舎の敷地内に建設する」「総予算三十数億」「合併特例債の利用できる期限内にやる」、この3つはこの時点で我々は説明いただいていた。ところがその後、去年の当初予算の否決の段階でも、ほぼ同じ内容。この内容につけ足すようなことはほとんど聞いていない。そして今回のこの仮契約の段階でも、我々ですら、どんな建物が建つかわからない、こういう状況です。そのお答えによると、「今からの設計待ちだから今後やります」というお答えだけです。こんなやり方を築上町のシンボルとなる建物の建設にやっていくことは、決して許されるべきものではないと私は思います。

我々議員ですら知らない、当然、住民の方はなおさら知らない、築上町のシンボルとなるべきものを、住民以外ほとんど中身がわからないまま、この契約をこの議会で可決しますと、2年間の間で建ってしまうことになります。この計画ではですね。極めていろんな問題点、先ほど宗議員がおっしゃったような法律的な問題点もある、期限が大丈夫かという問題点もある、それらのさまざまな疑問に、正しく応えていただいたことはなかった。私はこう感じておりますので、この議案を可決することには——前回の建設予算を可決する臨時議会においても、築上町議会の愚かさを示すものだというような反対討論いたしました。これは、それを、さらに、輪をかけた恥の上塗りというふうに理解します。

ましてや今議会中に、初めて現役課長が逮捕されるという事件が——その前までは消防署との絡みでした——この議会中に直接うちの町に、契約案件の問題でこんな事件が起こっておる最中でございます。なおさら十分に審議すべき時期に、この程度の審議でこれを認めることはできない。これが反対討論でございます。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。信田議員。

○議員（14番 信田 博見君） 建設リサイクル法第12条、13条に違反しているということで、それに対してちょっと……。

この契約は、プロポーザル方式ということで、まだ設計は、まだ今からなんです、そういうことで、そのリサイクルに出す産廃、その発生量というのがまだわからない状況なんです、それで、一応ゼロということをしているわけですけども、これの設計が終わり次第、この契約を変更して、また議会へ上程するという形になろうかと思えます。そういうことで、今の時点でこのリサイクル法第12条、13条をとというのは無理かなというふうに思います。

で、これが果たして違法なのかどうなのかというのは私にはわかりませんが、これを出すのは、数量を出すのは無理だと。出た時点で変更を行うということになるんだろうと思います。そういうことで賛成意見とします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。田原議員。賛成か、反対か。

○議員（13番 田原 宗憲君） 反対です。反対の立場から、いいですよ。

この議案に反対の立場から答弁いたします。基本的に庁舎建設に関しましては賛成であります。しかし、今回のプロポーザル選考要綱などが高過ぎ、工期がありません。ほかの業者が参加できなかったため、1者しか入札できませんでした。その一次審査、二次審査がありまして、一次審査には2名の会社が合格ですかね、したと思います。しかし、二次審査の段階で1者が、「32年の3月25日までの工期に間に合わない、だから解体と外構工事の延長をできませんか」という質疑が多分あったと思います。その中で、プロポーザルの選定が3月の25日まで、33年の3月25日まで終わらせるのが理由だったので、1者が辞退しております。そして、提案価格が34億6,500万円にもかかわらず、36万円の予算しか残しておりません。

本来ならば、本来ならば90%の落札で、技術提案価格というのがありまして、今落札している業者に関しましては、その評価点がゼロ点であります。しかし、それが1者じゃなくて2社になれば、技術提案価格の評価が100点になりまして、その条件としまして、1割の予算を切れば、その評価点は100点もらえるんですね。しかし、1者なので今回もう本当にゼロ点です。本来ならば90%の落札で31億1,850万円の落札が（ ）あったんじゃないかと思います。その予算で落札できれば、3億4,600万円以上の予算の削減ができたはずなので、今回は、庁舎建設せないけないというのは、この議場にいらっしゃる議員の皆さんも同じ考えだったと思います。しかし、今回はとにかくおかしいと思いますので、これを反対理由とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 庁舎建設について、賛成意見を述べたいと思います。

住民の説明ができない、説明が周知できていないということで、ちょっと正式名忘れましたが、住民による庁舎建設検討委員会が開かれました。何度も開かれました。その中で、プロポーザル一括方式の庁舎建設について答申をいただきました。それでも住民に周知できていないと言えばそれまでですけども、そういう形で答申いただいた中で、今回プロポーザルがスタートした。プロポーザルというのは一括方式だったので、これ読めばわかるんですけど、今のやり方、そのままのこの現状のとおりだと。途中、図面ができればちゃんと説明で出すんだと、報告していくんだということも聞いています。

で、先ほどの宗議員が言われましたリサイクル法についてですが、あのとおりやらないと、あれが本当のやり方です。今、ほかの学校等の解体の入札もいただいているんでしょう。あのとおりです。ただし、この一括方式の中でやるには、それはそれで整備受けた請負業者が、それをつくっていきながら、そして解体時期になれば議会に議決を求めて再契約するんだということで、これは常任委員会でもその辺確認したんで、その方法がこういう形で、幾つもこういうやり方があるんだということの確認をしました。ですから、それは、私はもう問題ないと担当課長たちと委員会の中でやってきたんで。

ただ、今回庁舎をつくるということについて、我々発注者側が、要するに執行部発注者側が、請負者側のことは工期も厳しいというのは聞いていますが、これは執行部も厳しいというのは聞いています。これは請負側の話でありまして、そこは慎重にやっていく。ただ、発注者側としてもいろんな問題が、（ ）、そういったので前後していくものが今後あり得るかもしれません。そこは、お互いに何も言える問題ではないんで、そこは——今、何が言いたいかという、細部のことばかり言われてもここではわかりませんので、この庁舎を建設するということに対しては、我々議会も、執行部も3・11以後、庁舎を建てるということをずっと言ってきましたから、これについて、今回、建設についての承認については賛成したいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。（「反対意見です」と呼ぶ者あり）池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 私もこの締結について反対いたしますので、私の反対意見を述べておきたいと思います。

この設計・施行契約の締結について、契約相手方の選定方法、この請負契約額について、この2点について私は同意できません。この2点のみが私の反対理由です。

以上、述べて反対意見とします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 議案に賛成の立場から討論させていただきます。

もともと、この庁舎建設というものがどういうものだったのかということを考えると、まず、危険な建物、あの玄関で、皆さんも知っているように、玄関もひびが入っていい状態ではない、雨漏りもかなり激しいということで、耐久年数にしてもそろそろ時期が来ているということが、もともとの庁舎の建てかえということなんです。早かれ遅かれという話しにもなるんでしょうけど、逆に、早かれ遅かれで、遅かれになると大変なことになると。もし万が一南海トラフの地震が来て、ここの庁舎が倒れたときにどうなるのか、熊本の震災のときに庁舎が倒れたところがどうなっていたのかという現状を見ると、その危険リスクを省くためにも、1日も早く庁舎を建てかえるという必要性があるということなんです。そのために、町執行部のほうも、去年、おと

としますかね、住民に説明をするための資料をつくって、広報で全戸配付をして、その上で、このようなスケジュール、このような流れで庁舎を建てるんだということを住民皆様には説明をしています。

で、今回、見えない、見えないといういろんな声は確かにありますが、プロポーザル方式というものが、そのようなやり方をとるという流れになりますので、設計・施行ということになると設計ができていない、今、現時点で、そのような青写真、どのような形になるのか、どんなイメージになるのかというのはわからないのもこれ事実です。これがプロポーザル方式、設計・施工を一括でやるというやり方なんで、これはある程度致し方ないやり方なんです。

では、プロポーザル方式のメリットというのは、設計・施工を一括でやるという観点から、「期間が短い」、「費用が抑えられる」、そのような利点があるというのがこのプロポーザル方式だろうと思います。他にも多くこのプロポーザル方式を現時点で利用している公共団体も多々ありますので、やり方、流れとして私はおかしいというものは感じていません。

よって、この庁舎自体のリスク等、危険等考えると、1日も早くということを考えれば、この議案を通すべきだろうという考えでおりますので、本議案について賛成をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。（「いいですか」と呼ぶ者あり）もうあんた、（「賛成」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）もうこんぐらい言うてありゃあよかろう。

これで討論を終わります。

これから議案第46号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第46号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第30. 発議第1号

○議長（田村 兼光君） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第30、発議第1号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号については委員会付託を省略

し、本日即決することに決定しました。

日程第30、発議第1号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。木部議会事務局長。

○事務局長（木部 英明君） 発議第1号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり、地方自治法112条及び築上町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。平成31年3月22日、提出者、築上町議会議員信田博見、賛成者、築上町議会議員武道修司、築上町議会議長田村兼光様。

○議長（田村 兼光君） 信田委員長。

○総務産業建設常任委員長（信田 博見君） 提案理由の説明でございます。

築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、本年4月1日に築上町課等設置条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、常任委員会の所管事務を変更するものであります。なお、内容は、総務産業建設常任委員会から商工課、上水道課、下水道課の所管に関する事務を削り、厚生文教常任委員会に上下水道課の所管に関する事務を追加するものであります。以上です。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これから発議第1号について採決を行います。

本発議に対し反対意見はありません。発議第1号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第31. 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（田村 兼光君） 日程第31、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

ここで、町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（新川 久三君） 議員の皆様、7日から本日まで、議案、慎重審議していただき大変ありがとうございました。全議案、採択をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。庁舎建設についても粛々と事業を進めてまいりたいとこのように考えておるところでございます。

そしてなお、F-2のニュースがちょっと入ってきましたので、この場で御報告をいたしますけれども、4月14日までに機体を引き上げるというふうなことで、20日の日に報道がございまして、きょうからサルベージで、サルベージ船を出して、引き上げは3月の終わりから4月14日までというふうな通知を受けておりますので、議員の皆様にもお知らせをしておきたいと思っております。

それから、なお、4名の退職の課長がおられますので、この場でちょっと御挨拶をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

第1回定例会、どうもありがとうございました。

○総合管理課長（吉留梯一郎君） お疲れさまでした。総合管理課の課長をしています吉留といいます。議会には、下水道課で2年間、それと総合管理課で2年間、4年間勤めてまいりました。人生の半分以上を公務員ということで仕事をしてきました。その30年の中のほんの4年間でしたけど、自分の今後の生活のためには大変役に立ったと思います。ありがとうございました。

定年退職はするんですけど再任用を希望しておりますので、4月以降も築上町で働くこととなりますので、そのときはまた、よろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○税務課長（江本昭二郎君） こんにちは。私ごとですけど、先月60歳を迎えまして、振り返りますと昭和の時代を30年、平成を30年、区切りのいい人生だったかなと思っております。そのうち、昭和53年に椎田町に入庁しまして約41年間、そのうち、また税務職が、振り返りますと18年間勤めさせていただくことができました。なお、管理職として課長補佐を含め7年間ですけど、税務職としてまた議員の皆さんと接することもできましたので、貴重な時間だったと思っております。

今後は、先ほど吉留課長も言いましたように、再任用を選択させていただいておりますので、まだ行き先は決まっておりますが、今後とも議員の皆さんの御指導賜りますようお願い申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○事務局長（木部 英明君） 4月1日より再任用として勤務するので、これで退職という言葉もちょっとあれなんですけども、昭和57年から旧築城町の職員として採用され、合併して、今月末をもって37年間と1月の職員生活を終わることになりました。

議長並びに議員の皆さんには、議会事務局として6年間、拙い私をいろいろと助けていただき、まことにありがとうございました。私も同じように、4月この先、（ ）おりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございます。（拍手）

○農業委員会事務局長（平田 美樹君） 農業委員会事務局の平田です。

昭和、平成と2つの時代を私たちは公務員として勤めてまいりました。で、私は、4年前までは健常者でした。ある日突然に難病患者になり、そしてある日突然に障害者になりました。そのことは、私にとっては大変、青天のへきれきで悲しい、ショックなことでした。でも、行政マンとしての私にとっては、全く違った景色を見せてくれて、全く違った考えに出会った貴重な4年間でした。

これから、もうしばらく行政マンを続けようと思っておりますが、時代が変わりますので、私たちが新しい一歩を踏み出そうと思っております。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（田村 兼光君） これで、平成31年第1回築上町議会定例会を閉会します。御苦勞さまでした。

午前11時15分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員